

議案第192号

指定管理者の指定について

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成22年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
さいたま市見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
さいたま市北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで